

平成28年第3回邑南町議会定例会(第3日目)会議録

1. 招集年月日 平成28年3月4日(平成28年2月23日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成28年3月10日(木) 午前 9時30分
散会 午前10時05分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	桑野 修	総務課長	服部 導士
危機管理課長	藤間 修	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
町民課長	種 文昭	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	加藤 幸造	瑞穂支所補佐	三上 英志		
教育委員長	森岡 弘典	教 育 長	土居 達也	学校教育課長	細貝 芳弘
生涯学習課長	能美 恭志				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄		

12. 本日の会議の要旨は別紙のとおりである。

平成28年第3回邑南町議会定例会議事日程(第3号)

平成28年3月10日(木) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第6号 指定管理者の指定について(自治会館等)

議案第7号 指定管理者の指定について(無量寿堂)

議案第8号 指定管理者の指定について(共同処理加工場)

議案第9号 指定管理者の指定について(川舟管理施設)

議案第10号 指定管理者の指定について(茅場処理場)

議案第11号 指定管理者の指定について(日和処理場)

議案第12号 指定管理者の指定について(基幹処理場)

議案第13号 指定管理者の指定について(育苗施設)

議案第14号 指定管理者の指定について(農林産物集出荷貯蔵施設)

議案第15号 指定管理者の指定について(木質バイオマスチップ製造施設)

議案第16号 指定管理者の指定について(宇都井飲料水供給施設)

議案第17号 指定管理者の指定について(長田飲料水供給施設)

議案第18号 指定管理者の指定について(上田飲料水供給施設)

議案第19号 指定管理者の指定について(瑞穂ハンザケ自然館)

議案第20号 指定管理期間の変更について(ぐるーぷリビング)

議案第21号 指定管理期間の変更について(くるみ学園)

議案第22号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 議案第 2 3 号 邑南町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 邑南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 6 号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 7 号 邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 2 8 号 邑南町税条例の一部改正について
- 議案第 2 9 号 邑南町斎場条例の一部改正について
- 議案第 3 0 号 邑南町立障害者支援施設条例の一部改正について
- 議案第 3 1 号 邑南町地域支援センター条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 3 3 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 4 号 邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 邑南町水道給水条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 邑南町下水道条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 邑南町土地開発基金条例の廃止について
- 議案第 3 8 号 邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 議案第 3 9 号 邑南町団体営農業基盤整備促進事業分担金徴収条例の廃止について
- 議案第 4 0 号 邑南町行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 4 1 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 邑南町職員の退職管理に関する条例の制定について

- 議案第 4 4 号 一般財団法人地域活性化センターへの研修派遣に係る職員に支給する
手当に関する条例の制定について
- 議案第 4 5 号 邑南町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 議案第 4 6 号 邑南町地区別戦略資金貸付基金条例の制定について
- 議案第 4 7 号 邑南町土地基盤整備事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第 4 8 号 邑南町第 2 次総合振興計画の制定について
- 議案第 4 9 号 邑南町過疎地域自立促進計画の制定について
- 議案第 5 0 号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について
- 議案第 5 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度邑南町一般会計補正予算第 7 号について
- 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号につい
て
- 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第
3 号について
- 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号につ
いて
- 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度邑南町一般会計予算について
- 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算につい
て
- 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 6 3 号 平成 2 8 年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 6 4 号 平成 2 8 年度邑南町下水道事業特別会計予算について

議案第 65 号 平成 28 年度 邑南町電気通信事業特別会計予算について

平成28年第3回邑南町議会定例会(第3日目)会議録

平成28年3月10日(木)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番平野議員、5番和田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(辰田直久) 日程第2、議案の質疑。これより議案第6号から議案第65号までの質疑を行います。始めに、議案第6号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) ありませんか、無いようでございますので、議案第6号の質疑を終わります。続きまして、議案第7号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第7号の質疑を終わります。続きまして、議案第8号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) はい無いようですので、議案第8号の質疑を終わります。続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第9号の質疑を終わります。続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第10号の質疑を終わります。続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第11号の質疑を終わります。続きまして、議案第12号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第12号の質疑を終わります。続きまして、議案第13号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第13号の質疑を終わります。続きまして、議案第14号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第14号の質疑を終わります。続きまして、議案第15号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第15号の質疑を終わります。続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第16号の質疑を終わります。続きまして、議案第17号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第17号の質疑を終わります。続きまして、議案第18号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第18号の質疑を終わります。続きまして、議案第19号、指定管理者の指定についての質疑にあたりまして中村議員の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案19号につきましては中村議員に直接の利害関係がある事件であると認められますので地方自治法第117条の規定によって除斥したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。よって中村議員を除斥することに決定をいたしました。中村議員の退場を求めます。

●議長(辰田直久) それでは、議案第19号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第19号の質疑を終わります。ここで退場されております中村議員の入場を求めます。続きまして、議案第20号、指定管理者の指定についての質疑にあたり、山中議員、三上議員の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第20号につきましては山中議員、三上議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので地方自治法第117条の規定によって除斥したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 異議なしと認めます。よって山中議員、三上議員を除斥することに決定をいたしました。山中議員、三上議員の退場を求めます。

●議長(辰田直久) それでは、議案第20号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第20号の質疑を終わります。ここで退場されております山中議員、三上議員の入場を求めます。続きまして議案第21号、指定管理者の指定についての質疑につきましては地方自治法117条の規定によって宮田議員、日野原議員そして私は除斥となります。宮田議員、日野原議員の退場を求めます。私も退場いたしますので議事進行を副議長にお願いいたします。

●副議長(亀山和巳) それでは議案第21号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)

●副議長(亀山和巳) 無いようですので、議案第21号の質疑を終わります。ここで退場されております宮田議員、日野原議員、辰田議員の入場を求めます。私の議事進行はここで終えさせていただきます。

●議長(辰田直久) 続きまして、議案第22号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第22号の質疑を終わります。続きまして、議案第23号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第23号の質疑を終わります。続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第24号の質疑を終わります。続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第25号の質疑を終わります。続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第26号の質疑を終わります。続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第27号の質疑を終わります。続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第28号の質疑を終わります。続きまして、議案第29号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第29号の質疑を終わります。続きまして、議案第30号、邑南町立障がい者支援施設条例の一部改正についての質疑につきましては地方自治法第117条の規定によって宮田議員、日野原議員、そして私は除斥となります。宮田議員、日野原議員の退場を求めます。私も退場いたしますので議事進行を副議長にお願いをいたします。

- 副議長(亀山和巳)** それでは、議案第30号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 副議長(亀山和巳)** 無いようですので、議案第30号の質疑を終わります。ここで退場されております宮田議員、日野原議員、辰田議員の入場を求めます。私の議事進行はここで終えさせていただきます。

- 議長(辰田直久)** 続きまして、議案第31号邑南町地域支援センター条例の一部改正についての質疑にあたり山中議員、三上議員の除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第31号につきましては山中議員、三上議員に直接の利害関係のある事件であると認められますので地方自治法第117条の規定によって除籍したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 異議なしと認めます。よって山中議員、三上議員の除斥をすることに決定をいたしました。山中議員、三上議員の退場を求めます。

- 議長(辰田直久)** それでは、議案第31号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第31号の質疑を終わります。ここで退場されております山中議員、三上議員の入場を求めます。続きまして、議案第32号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第32号の質疑を終わります。続きまして、議案第33号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして、議案第34号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第34号の質疑を終わります。続きまして、議案第35号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして、議案第36号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして、議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

- 大屋議員(大屋光宏)** 8番

- 議長(辰田直久)** 8番、大屋議員

- 大屋議員(大屋光宏)** 第5条の守秘義務とそれは理解できるのですが、それに関して第10条の罰則規定について、その罰則内容が適当であるかどうかの判断がちょっとできないのですが、この1年以下の懲役または50万以下の罰金というのはなにを根拠にして決められたか。と参考に町職員の方であれば守秘義務があると思うのですがその町職員の方の罰則というのはどの程度のものを教えてください。

- 議長(辰田直久)** 服部総務課長

- 服部総務課長(服部導士)** この罰則規定につきましては、この行政不服審査法の改正にもなう説明会において、この審査会の設置につきまして、一様の説明を受けておりまして、その時にだされた内容の案をもとに作っておりましてほぼどの団体も同じように罰則規定、同じような内容でもっておると思っております。

- 議長(辰田直久)** 服部総務課長

- 服部総務課長(服部導士)** 我々公務員等の罰則規定の遵守が手元にありませんので、必要でしたらば調べさせていただきたいんですが。よろしいですか。

- 議長(辰田直久)** 大屋議員

- 大屋議員(大屋光宏)** 職員さんにも何らかの罰則規定があると思うんです。どちらが重い

か軽いかわからないのですが、仮に職員さんの方が軽かった場合これに従事される第8条処務とあるのですが審査会の処務は総務課において処理するということになるのですが、要はこれに関わる職員さんとそれを審査する委員の皆さんというのは同じ守秘義務があるけれど、漏らした場合の罰則が異なるということは問題があると思うのですが、同じであるか・もし異なる場合は町の職員さんというのはこの事務に関わった場合の罰則というのはどちらが適応されるのか。

●議長(辰田直久) 服部総務課長

●服部総務課長(服部導士) 先ほどの職員のケースの場合ですけれども、ちょうど手元に届きましたので、地方公務員法の方で罰則規定につきましては、1年以下の懲役または3万以下の罰金に処すとなっております、これよりも厳しいものとなっております。よりまして、これに従事します職員につきましても同様に委員さんのほうと同様な処分を受けるものと思っております。

●議長(辰田直久) 大屋議員

●大屋議員(大屋光宏) 1年以下の懲役または50万以下ということで、国なりの示されたもので同一になったということだと思います。ただ町職員さんでみれば、先ほどあったように1年以下の懲役で3万以下と言われたのです。かなり重い罰則を決められるにあたって、こういうものはパブリックコメントというんです。そういうこの条例について町として、どこも標準的に同じような罰則規定を設けるにしてもかなり重い罰則を設けるにあたってパブリックコメントが必要なかった、されなかった理由を教えてください。

●議長(辰田直久) 服部総務課長

●服部総務課長(服部導士) このものにつきましては、上位法となります行政不服審査法にもとづいておりまして、この法改正によって設けなければならない審査機関であるということでありまして、この内容につきましては上位法にもとづくもので何かの形でかわるというものではございませんので、基本的にパブリックコメントは必要ないと思い、行っておりません。

●議長(辰田直久) 他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので議案第41号の質疑を終わります。続きまして議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

失礼しました。議案41号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議

案第４３号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（辰田直久） 無いようですので、議案第４３号の質疑を終わります。続きまして、議案第４４号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（辰田直久） 無いようですので、議案第４４号の質疑を終わります。続きまして、議案第４５号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（辰田直久） 無いようですので、議案第４５号の質疑を終わります。続きまして、議案第４６号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●議長（辰田直久） ６番宮田議員

●宮田議員（宮田博） 第８条の２項に、あの連帯保証人という条項がございますが、この基金の条例の趣旨からしますと、これまあ行政関連、いわゆる法人格を有する団体等であれば連帯保証人というのは必要としないのではないかと。そしてまた、いろいろと組織の中で短期間で交代をするという中で徴求しにくいというようなこともあるのではないかと思いますのでこの項を削除するか、あるいは原則等々の条文にするか、そのあたりはどうでしょうか。ちなみに同様の条例で保証人を要しないというような条例をもっておられる近隣の町村もあるように思います。

●議長（辰田直久） 日高企画財政課長

●企画財政課長（日高輝和） 第８条でございますけれども、連帯保証人２名ということの規定としております。ご質問ありましたように確かに自治会等で公的な団体につきましては、保証人をもうけないというようなことも検討いたしました。やはりただその中で、万が一の場合、ということも想定いたしまして金額的にも５００万という限度枠を設定しておりますので、それに備える必要もあるという見解もございましたのでここでは設定をさせていただきますところでございます。

●議長（辰田直久） よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●議長（辰田直久） 無いようですので、議案第４６号の質疑を終わります。続きまして議案第４７号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（辰田直久） 無いようですので、議案第４７号の質疑を終わります。続きまして、議案第４８号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（辰田直久） 無いようですので、議案第４８号の質疑を終わります。続きまして、議案第４９号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第49号の質疑を終わります。続きまして、議案第50号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●議長(辰田直久) はい、12番亀山議員

●亀山議長(亀山和巳) この福祉計画の改正にあたってはパブリックコメントが実施されたと伺いました。さきの教育民生常任委員会でもそのパブリックコメントの意見があったということは伺いましたが、その内容についてどういう意見だったのかということが公表できる範囲で教えてください。

●議長(辰田直久) 沖福祉課長

●沖福祉課課長(沖幹雄) パブリックコメントでございますが、1月26日から2月24日の間おこなっております。募集をおこなっております。それで、1件ほどこの地域保健福祉計画の中にあります高齢者福祉計画について意見をちょうだいしております。出されました意見ですけれど、「地域の高齢者への総合的な支援」の項目でございます交通支援です。緊急時救急車両の走路確保のため、大雪の際に生活道除雪の対応を検討してほしい。ということにあわせて、住まいの環境整備で通院や買い物等に車の運転を必要とする高齢者のため、大雪の際に生活道除雪の対応を検討してほしい。という意見がだされております。

●議長(辰田直久) 亀山議員

●亀山議長(亀山和巳) その意見に対しては、その委員会をもたれてこれはこの計画事態を変更する必要があるということで判断されたと伺いましたが、これに対するこの担当課といたしますか、その当局の見解というものはどういうふうなものでしょうか。

●議長(辰田直久) 沖福祉課長

●沖福祉課課長(沖幹雄) これにつきましては、地域保健福祉計画推進協議会の方へ福祉課の方でつくりました案を提示しまして、その中で議論いただきまして文言も修正しております。ちょっと読んでみます。「町が行う大雪の際の除雪は、町道などの幹線道路、公共施設において実施しており、幹線道路から民家までの除雪は自助努力等によりお願いしています。高齢者自身や隣近所等の助け合いによる除雪にも限界があることは理解しています。しかしながら、私道等の生活道除雪を町でおこなうことは困難です。地区社協、自治会、自主防災組織、隣近所の助け合い等によりお願いいたします。ただし、生命に危険が及ぶ場合は消防団等による対応をおこないます。」ということで協議会のほうでも意見がまとまっております。

●議長(辰田直久) 他にありませんか。

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第50号の質疑を終わります。続きまして、議案第51号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第51号の質疑を終わります。議案第52号から議案第58号までの質疑につきましては、歳入・歳出全般にわたっておこないます。あらかじめページを示してこれをおこなっていただきますよう、お願いをいたします。それでは議案第52号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第52号の質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第53号の質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第54号の質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第55号の質疑を終わります。続きまして、議案第56号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第56号の質疑を終わります。続きまして、議案第57号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第57号の質疑を終わります。続きまして、議案第58号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**議長(辰田直久)** 無いようですので、議案第58号の質疑を終わります。続きまして、議案第59号から議案第65号までの質疑につきましても歳入・歳出全般にわたっておこないます。あらかじめページ数を示してこれをおこなっていただきますよう、お願いをいたします。それでは議案第59号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●**議長(辰田直久)** 13番、石橋議員

●**石橋議員(石橋純二)** 本来でございますと、議案第10号で質問すべき事項であったかと思いますが、ページ数でいいますと13ページ、分担金についてでございます。これで堆肥化处理施設整備事業過年度分分担金というのがございます。これについて24万円ということが示されておりますけれども適切に入っているのかどうか。また施設について適切に管理がされているのかどうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

●**議長(辰田直久)** 植田農林振興課長

●**植田農林振興課長(植田弘和)** 24年度に施設の修繕をいたしましたときに月々2万ずつ

の負担金の未納部分を分割して払うという約束ができて、それ以降ずっと2万円が収入されておりまして27年分も先日確認いたしました、すべて収入を終了しております。それから施設の管理につきましても良好に管理をされております。

●議長(辰田直久) 石橋議員

●石橋議員(石橋純二) このことについては、合併時にもすでになかなか滞納があったように思います。その時にやはり指定管理をするのであれば、きちんとした対応ができてなければいけないと思うんですけれども、5年間という期間、そうしたものがいかななものか、もう少し縮めて確実な形にしてやっていくのが必要ではないかと思ひまして質問をさせていただきましたが、その点についていかがでしょうか。

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長

●植田農林振興課長(植田弘和) 処理場の運営そのものも参加する農家が減っている中で費用の負担も個々の農家の負担部分が大きくなっておりますので、現在の負担金を引き上げていただくというのは少し経営的に難しいのではないかという判断をしております。

●議長(辰田直久) よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第59号の質疑を終わります。続きまして、議案第60号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第60号の質疑を終わります。続きまして、議案第61号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第61号の質疑を終わります。続きまして、議案第62号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第62号の質疑を終わります。続きまして、議案第63号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第63号の質疑を終わります。続きまして、議案第64号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第64号の質疑を終わります。続きまして、議案第65号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第65号の質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(辰田直久) 以上で、議案第6号から議案第65号までの質疑は全て終了致しました。
以上で本日の日程はすべて議了(ぎりょう)いたしました。本日はこれにて散会といたします。
ご苦労さまでした。

—— 午前10時05分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員